

平成 27 年 天草市農業委員会第 12 回総会議事録

平成 27 年 12 月 25 日天草市民センター大会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（28 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎真志男君	18 番	君
19 番	君	20 番	君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田真一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（8 名）

6 番	森本文隆君	8 番	中村三千人君
15 番	山下和弘君	18 番	森岡一正君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
23 番	滝下清三郎君	29 番	小堀田幸一君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	林泰裕	局長補佐	藤本寿
主幹	瀧本由一	主査	寺澤大介
書記	川中浩一朗		

#### 4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 67 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 68 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 69 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 70 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（林泰裕君） 皆さんこんにちは。ただいまから平成 27 年第 12 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。年末を控えて大変お忙しい中にご出席いただきまして、ありがとうございました。今年 1 年振り返りますと、春には大雨が降りまして日照不足、8 月には台風 15 号、18 号が接近したり上陸したりしました。また冬はこういう暖冬が続き、大変悩まれた 1 年ではなかったかと思います。また農政においてもですね、農協改革、農業委員会法の改正、それから TPP の大筋合意ということで本当に厳しい 1 年出なかったかと思います。そういった中で幸い天草市では集落営農組織が 4 地区で法人化致しまして今後の活躍に期待しているところでございます。あと今年も 1 週間程でございすけれども、来年の 4 月 1 日の農業委員会法の施行に向かって農業委員あるいは農地利用最適化推進委員の選出、選任をしていくようになると思いますので、委員さんの皆さんには大変お世話になると思いますけれども今後ともよろしくお願い致します。

○事務局（林泰裕君） ありがとうございます。本日は 6 番森本委員、8 番中村委員、15 番山下委員、18 番森岡委員、19 番黒川委員、20 番橋本委員、23 番滝下委員、29 番小堀田委員から欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員が出席しておりますので総会は成立しております。それでは議事の進行は鶴田会長にお願いします。よろしくをお願いします。

---

○議長（鶴田雄士君） まず、本日の総会において傍聴の申し出があっており、総会会議規則第 18 条、傍聴人に関する規定を守っていただくことを了解の上、指定の席において傍聴致しますので予めご報告致します。

それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、10 番、江良邦勝委員、11 番、浦上廣幸委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 66 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。亀

場町の譲受人は北九州市の譲渡人より、亀場町の田 255 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 2番について説明します。長野県飯田市の譲受人は、五和町の譲渡人より五和町の畑 6筆 5,330 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。譲受人は、熊本市に支店がある農業生産法人です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、オリーブを栽培される計画です。

3番について説明します。本渡町の譲受人は、五和町の譲渡人より五和町の田 1筆 1,712 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

○事務局（川中浩一朗君） 4番について説明します。有明町の譲受人は下浦町の譲渡人より、有明町の田 4筆 10,817 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。3条の1番を説明致します。場所は亀場牛深線に医療センターがございます。その医療センター付近です。亀場町在住の譲受人は、自宅近くでございます。登記地目は田ですが現況畑になっています。面積は 255 m<sup>2</sup>です。この土地で野菜を作りたいとのことです。申請人は会社勤めでございますが、母親と奥さん、3人で農業もしておられます。この土地はよく管理されて、確認に行った時には耕運機できれいに耕してございました。そして譲渡人は北九州に住んでおられます。将来天草に帰ってきて申請地を管理することもないとのことで、今回売買し所有権を移転するものでございます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。2番について説明致します。場所は天草市役所五

和支所から本渡よりに5、600m行ったところの国道沿いです。一部には既にオリーブを植栽してあります。オリーブを植えるという計画でございますが、特に問題ないかと思いません。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。譲受人は長野県の法人でございますが、どうして天草の方においでになったのか。そして、経営的にどういう将来をめざしていらっしゃるのか、もう少し具体的に説明を求めます。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。この法人は桃とか柿とか大体果物を主に栽培され、それを加工して販売しております。オリーブも経営したいということです。

○3番（川原昭雄君） この土地を買うだけの考え方じゃないのかなという思いがするわけでございます。もちろん天草ではりんごとかはできないわけでありますので、こういう法人が来ていただくのは助かるわけでございますが、怪しいところがあるわけでございます。経営をどうされていくのか、従業員が何人いるのか、天草の土地柄で本当に成功することができるのかどうなのか。ここら辺をはっきりとして調査を求めたいと思っております。

○事務局（瀧本由一君） こちらの法人は、長野県飯田市に本店を置きまして、平成21年頃から長野県を中心に農産物の生産や農業資材の製造販売等多岐に渡る農業を主とした経営を展開していらっしゃいます。熊本市にも支店がございまして、天草以外でも農地を取得し色々な作物を生産、販売していらっしゃるというところでございます。

○3番（川原昭雄君） 天草らしいモデル的な事業をしてもらわないと、危うい点があるんじゃないかと思えます。以上私の考えであります。

○事務局（瀧本由一君） 補足説明を致します。従業員数ですが、役員を含めまして24名。全国各地の特産物を各地で栽培していらっしゃるということで、先程申し上げました熊本県下でも農地を取得したり借りたりして生産販売しています。特に熊本県の植木では、有名でありますスイカ栽培をやってらっしゃると聞いております。そういうことで、農業生産法人として3条許可基準を満たしていると確認をさせていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はございませんか。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。これだけの土地を売買して取得するからには、買う方も十分に調査してそれから売買が成立したものと私は考えております。必要以上に追求するのはどうかと思いますが、皆さんどうですか。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番について、担当委員より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) 本日、担当委員さんが欠席でございますが、説明原稿を預かっておりますので読ませていただきます。

申請地は、市役所五和支所・内野出張所から北側に約2.5km行った所にあります。譲受人は、10年位前から申請地を水田として借りられており、今回、譲渡人から買ってこないかとの相談を受けたと聞いております。特に問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○32番(松川兼光君) 32番、松川です。4番について説明致します。申請地は有明町楠甫の国道324号線より北へ200m位のところです。譲受人は下津浦ですので、申請地までは車で10km、25分位は離れているところです。畜産農家で現在子牛を含めて牛を70頭飼育されております。経験は40年位あります。申請地は以前から借りて譲受人が作られていて今回売買の話がまとまり、申請されました。飼料稲を作られるということです。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第67号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。楠浦町の申請人は宅地拡張するため、楠浦町の畑309㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に庭として利用してありますので、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番、森下です。1番についてご説明申し上げます。申請地は本渡から楠浦、新和に行きます通称草積線の沿線でございます。この案件は、畑309㎡を転用したいとの案件でございます。申請地は昭和50年頃の自宅の拡張工事の時に盛り土し、庭としたとのことです。本人の始末書、並びに地区の区長さんの同意書も添付されております。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番の件につきまして、事務局の説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。下浦町の申請人は農家住宅を建築するため、下浦町の畑598㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に造成してありますので、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。2番について説明申し上げます。申請地は農振農用地からの除外をした土地です。場所は本渡東中学校より2km程歩いて山手に入ったところでございます。この地区は勾配がきつい地形で、谷になっております。その谷のところ

に家を建てておられます。地盤が緩んで家が傾きかけています。すぐ近くにスクリーンに映っている申請地がございまして、既に道を入れて造成してありますので始末書が添付されています。ここに家を作りまして、給水は市水より、生活雑排水等は合併浄化槽を設置して排水します。区長の排水同意書も添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番の件につきまして、事務局の説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。佐伊津町の申請人は貸資材置場とするため、佐伊津町の畑3,381㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に資材置場として利用してありますので、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。3番につきまして、説明致します。まず場所ですが、佐伊津に入りまして右手にロッキーがあります。その近くになります。ここは4月に既に整地して資材置場として使っていましたので、始末書が添付されております。区長や周囲の方から同意をいただいております。U字溝の大きいもの等が置いてあります。写真は北側から撮ったものでございます。3反3畝程あり、畑として管理するのはできないということでした。写真の右側ですが、家が5、6軒建っております。反対側は畑でありますけれども、草を払ってあるくらいでございます。資材置場としても周囲に野菜を作ることに影響はなかろうかと思っております。よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番の件につきまして、事務局の説明をお願いします。



○事務局（川中浩一郎君） 4番について説明します。有明町の申請人は植林をするため、有明町の田258㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○38番（本田実君） 38番、本田です。申請地の場所は、高規格道路の下り線のカーブの真下になります。それで、道路に買収された残りの土地という感じです。一応オリーブを植えてありましたけれど、ペーハーが合わずに写真のような状態ですので、できましたらクヌギを植えて椎茸栽培をしたいという申請があがっております。事業計画の中で排水については、すぐ横が川になっておりますのでそこに流されます。資金計画書並びに見積書、周囲の同意書も揃えてありますので、審議方よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番の件につきまして、事務局の説明をお願いします。

○事務局（川中浩一郎君） 5番について説明します。有明町の申請人は植林をするため、有明町の畑3筆8,476㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。なお、既に植林が済んでいる部分もありますので、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○38番（本田実君） 38番、本田です。場所につきましては、国道の下津浦バス停から栖本有明線を上りまして下津浦の宮本という地区になります。道路から10分程度山に登った山の中腹にあります。軽トラックも通らないし、昔甘夏を作っていた場所とお聞きしております。それで、申請人も病気で農業ができないということで写真のような状況になっております。ここに植林をしたいということです。既に一部植林してあるため、始末書が提出されております。近隣の同意書ももらっております。ご審議をよろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番の件につきまして、事務局の説明をお願いします。

○事務局（川中浩一郎君） 6番について説明します。御所浦町の申請人は個人住宅を建設するため、御所浦町の畑2筆350㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、既に建設済みですので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○37番（平岡秀樹君） 37番、平岡です。6番について説明致します。場所は御所浦島本島です。この地区には山間部と海岸線に2本の道路が通っております。当該地は山間部の方の道路、海岸から約1kmのところにあります、幅員も3m未満で中々通りづらい道路でございます。書類につきましては、全部揃っております。西側と南側にみかん畑があります。西側については申請人所有の畑です。南側の畑の所有者からは同意書をいただいております。給水は市水から、生活雑排水は浄化槽を通じて側溝に流されます。区長さんの同意書も揃っております。始末書につきましては、今後このようなことはしませんとのことでしたので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番の件につきまして、9月の申請書提出以来、前回まで採決を保留していましたが、新たに設計の見直しとそれに伴う補足資料も提出され、また、申請者において隣接農地所有者に変更内容を説明し同意を求めたところ、営農への支障を理由として同意は得られなかったことありますので、本日は事務局の説明、並びに担当委員の意見を参考に審査の上、許可の可否につき採決を取りたいと思っております。まず事務局より説明をお願いします。

○事務局（川中浩一郎君） 7番について説明します。栖本町の申請人は農家住宅及び倉庫

を建設するため、栖本町の田 621 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する住宅で例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております。今回は、北側の農地との境界から4m引いて建てる計画です。補足資料として資料⑥をご覧ください。建物が建った場合の季節・時間ごとの影になる範囲を示した日影図になります。1枚めくっていただいて、1ページが以前の日影図、2ページが今回の日影図となっております。それ以降も上が以前の日影図、下が今回の日影図といったようになっていきます。図面の見方ですが、各ページの上の小さな点々がついているところが北側の農地になります。下の太い線で囲んであるところが申請地になります。時季につきましては、ページ上部の真ん中に冬至12月22日頃と記載してあります。その時季の少し下に小さくて見えにくいですが15:00とか15:30と記載してあり、その時間に建物の影がここまでくるといふ図になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君） 25番、前田です。4条の7番について説明します。今変更の内容は事務局説明のとおりですけれども、実際現場に何度も足を運んで時間帯を変えて見に行きましたけれども、前回保留の理由であります日照の確保というのは中々改善されていないという現状です。上にありますハウスは1月から3月までタバコの苗を作っておられます。私もタバコを長年作った経験からいきますと、午後3時位から日没までの日照量というのは苗の生育に直接影響を与えるものでありまして、屋温、ハウスの中の温度が十分確保できないというか早く温度が下がるということで低温障害の恐れもあります。そういう障害を持った苗を移植して管理していくと、タバコの葉は着葉枚数でほぼ決まるのですけれども、多着葉といって葉が付き過ぎたり、逆に葉が少なく付いたりするような障害が起こりうるわけです。いずれにしましても品質収量共にダメージが大きいということで直接減収にも繋がると思います。そしてハウスの所有者の方ともお話をさせていただいたのですが、そういったことからハウスの前に住宅を建てられることは同意できないということ強く言われました。そういったところも含めまして、私の担当地区委員としての見方は、住宅を作るのは厳しいのかなと思っております。そこも含めてご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

○21番（宮崎義一君） 21番、宮崎です。この件は、私が最初に疑問を抱いた問題でござい

ます。ここは、以前合併前からこういうことで厳しいところをごいまして、それで慎重な審議をお願いしたいと言ったわけです。それから私も前田委員さんと一緒に、現場を見せてもらいまして、この写真で見ますと全くハウスの下だけに土地があるわけですが、申請人の土地はまだずっと向こうまで同じ位の広さの土地があります。それで私は栖本の支所で兩人寄られた時に、会長、事務局長同席されました時に、ちょっとハウスの下じゃなく別のところに建てることはできないのかと申請者に言ったわけですが、頑なにここをあけてこられるというのも、ちょっと私は解せないところがあるわけです。それと、日照でいいますと、本当にスポット的なものでですね。このハウスのところだけほかのところより20分、か30分、そこはちょっと分かりませんが、長く夕日がボスッと当たります。そういう地形でありまして、この参考資料で見ますとあまり影響がないようでごいしますが、夕日というのはコンピューターで出してピシャッと出るのか私はよくそのところは分かりませんが、やっぱり現地を見て初めてその特徴というのは分かるのではないかなと思います。私も事務局ももらっていらっしゃると思いますけれども、同じような文面の手紙ももらっております。それもできたら事務局から読んでもらって皆さんの判断を仰ぐか、あるいは現場を皆さんで見てもらってそれからの採決を私はお願いをしたいなと思います。以上です。

○3番（川原昭雄君） 本件につきましては、出身地でありますお二方から厳しい説明があったわけでごいしますが、申請人は現在どこにお住みで、現在の宅地に作り替えられないのかどうなのか。ここらが一つ。それからその田で稲作をしていらっしゃると思いますが、隣接者がハウスを作った時に申請者にハウスを作るけん同意をしてくれんかなという話をされたのかどうなのか。そういうもめ事は中々消えるものじゃございません。それを農業委員会に因果を持ってくるというのは非常に厳しいわけでごいします。人間関係を。そこらを前田委員と宮崎委員もいらっしゃるわけですから穏便に話ができないのかどうなのか。私共はそういう期待を持っております。ですから、今日これを収めんでもそこらを兩名に話をもちとしてくれんですか。将来問題が残ったらいかんじゃなかですか。私達はそう思います。

○25番（前田達也君） 川原委員がおっしゃることはよく分かるのですが、申請者の方に再三歩み寄りというか説明とか同意を求める努力をしてくださいます、お互いに話をしてくださいと言いつつですけれども、中々申請者の方が行ってくれらささんですよ。今月に入って1回だけ行ってくれらした時も最初言われた通り同意はできないということです。9月からの案件で何度も話をしたのですが、申請者の方は説明に行かないのですよね。そこも問題ありかな、圧倒的な説明不足かなとも思います。恐らく隣接の方も頑なに同意さ

れないと言われますので、これ以上の話し合いはできないのかなと思います。

○3 番（川原昭雄君） 申請者が現在住んでいるのはどこにあつとですか。建て替えはできるとですか。あなた方も巻き添えになって、これでいいのかと私達は思うと。ですからあなた方で話ができないのなら、鶴田会長なり一緒になって話をもうちょっと煮詰めて後々まで因縁が残らんようにはできんですか。

○25 番（前田達也君） 以前栖本支所の方で、鶴田会長と稲田職務代理者と事務局長、局長補佐もおいでになって話し合いの機会を設けたこともあります。中々本人同士は話し合いができない状態でした。色んなことをやった後の議案提出だと思しますので、採決していただきたいなと思います。

○33 番（戸谷泰典君） 33 番、戸谷です。今川原委員のおっしゃることも非常にごもつともで納得できます。ここで決を採ると言った時に外の許可用件には合致している、日照権の問題だけが隣接地の同意が取れていないということですが、こういう場合に農業委員会が許可するとかしないとかいう判断で、この1件のみで不許可にするということではできませんか。

○事務局（林泰裕君） すみません。事務局長の私の方から今の件について一言ご説明させていただきます。農地法第4条の中で次のいずれかに該当する場合には許可することができないというのがいくつかございまして、第4号にその他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、ということがあります。全国ほかのところでも農地法に基づいて判断するわけであり、それを元に不許可という例もあります。そこは当然これに引っかかるということであれば、その一点であっても不許可用件となると思います。

○33 番（戸谷泰典君） 分かりました。

○3 番（川原昭雄君） 我々は強行採決は望ましくないわけです。言うならば申請者が、お互いのちょっとしたことでございまして、日照権の問題、転用することに何の問題があるのかという考え方もあるのかもしれない。ここらで、将来家も作られんごとなると大変問題があるわけです。ここにハウスを持って現在経営をやっておられる人もちょっと譲り合いをしてくれんかと。あるいは、申請者も隣接者に対しては大変申し訳ないという心が湧いてこないかどうか。強行採決なんて、ここは議会じゃないですから。農業委員はもちっと両方掘り下げて歩み寄りにはできんものかどうなのかも考えていいのではないかと私は思います。

○議長（鶴田雄士君） 外にはご意見はございませんか。

○2 番（稲田秀敏君） 2 番、稲田です。今川原委員が申されたように、先々月隣接者も寄せ

て話し合いをしまして、隣接者に直接お互い話をするように言ったのですが、その後全然進展していません。申請者も元々3月末に家を完成させる予定であったけれども、こういう状態で保留されている。現在住まれているところが老朽化とちょっと窪地でちょっと雨が降ると浸水というか不便ということで、申請者の言うことも分かります。隣接者の言うことも分かります。でもここで苦肉の策ではないですけども、決断しないとイケないと思うんですね。

○3番（川原昭雄君） ならばですね。申請者に自分の土地であっても誰かの土地を買ってその土地を隣接者に譲るという方法はなかっじゃろか。という提案をしてみるべきだと思います。この二人が隣合わせでないならばよかですが、これは本当に因縁の元になりますもん。私達はそういう深く考えて提案をする道はないのかなと。

○21番（宮崎義一君） 21番、宮崎です。事務局にお尋ねをします。この写真の外、写真は持ってませんか。これだけこじれてくる時に外に写真を撮っていないということはちょっと事務局間違った判断をしておられはしませんか。この写真一枚で申請者の土地がどういふところにあるかも分からんし、全くこの写真ではなんにも状況は判断できません。外に右左、奥と何枚も写真を持ってくるのが判断のしようがあつですけど、これじゃ判断ができません。それと申請者は申請をされて、前田委員が言われるように努力をしておられません。それを抜き打ちに聞いた相手はずっと色々なことをどうしたらこれをあれできるかということを一先懸命考えておられます。そういう風にしてでも、そこをするのかどうなのかということです。それとあの、今出てきましたですね。農道が入っておりますが、この農道の入り口は、下が宅地なんですけれど、そこの方の私道になつとるですね。ちょっとばっか。それでそこはあそこによってそこを通つてはもらいたくないというような意見も多分事務局も知っているだろうと思います。今あの、現地の右側が。

○議長（鶴田雄士君） 差し棒かなにかで説明を。

○21番（宮崎義一君） ここが申請者の所有地です。下が宅地です。現在の宅地です。前は道路です。どうして向こう側だけに固執されるのかというのが私達としては分からんとですね。そういう方法をどうしてできないのかなという疑問を私は一番最初にクレーム付けたわけです。

○17番（川崎眞志男君） 17番、川崎でございます。今全体図を見て説明してもらつて分かつたんですけど、右側に農地があるとすればその右側の田に建ててもらふのが常識的にそれが本当でしょう。あそこに建てなくても右側に土地があるわけだから。そうするとハウスにも迷惑は掛からないし、どっちもこっちもよかつじゃなかですかね。これは採決はちょっとやめてもらつて、右の自分の田に建ててもらふような方向で修正してもらわない

と本当じゃなかとでしょうか。

○38 番（本田実君） 38 番、本田です。この問題は大変根深いと思います。この農業委員会  
がそのために巻き込まれて色々後から指摘受けると思うんです。この問題を今日採決する  
と。だから時間を置かないとしようがないのではないのでしょうかね。時間を置いて両方に  
話し合いをしてもらわんと。私達は採決されても退席します。

○事務局（寺澤大介君） 先程の農地ですね。スクリーンで指している農地に申請をしても  
らえばいいじゃないかという話があったと思いますけれども、その件についてです。今回  
の申請地も含めてそこら辺は農振農用地になります。今回隣の農地に建てたらいいのでは  
という土地は、まず農用地から除外してもらわないといけません、農用地の分断になっ  
ておそらく隣接地のみ外すということができないと思われま。今回の申請地は農用地の  
端の部分になるので除外されて農地転用の申請があがってきた、という流れになっており  
ます。補足説明をさせていただきました。以上です。

○3 番（川原昭雄君） 犯罪事でもなんでも、特例というのがあるんです。それで如何に農  
用地がそうであっても、特例でその実情を話してうまいこと話を持っていく方法もあると  
じゃなかですか。どがんしてでもできっと、そりゃ。我々は真っ直ぐな、本当に素直な考  
え方で、このことは考えた方がいいかと。ですから今日の案件は保留にして、持っていき  
ましょう。

○2 番（稲田秀敏君） 今回保留するなら、また保留、保留ですね、何らかの方法をして  
いかないといけんと思います。将来的にタバコを作るならですね。隣接者に話を伺ったと  
ころでは後継者は今のところいないということです。これを後 2、3 年してからタバコを辞  
めてからこの問題はどうなるのかということも考えます。

○議長（鶴田雄士君） 意見も出尽くしたようでありますので、採決に移りたいと思いま  
すが、本件につきましては重要な案件でございますので、本総会会議規則第 15 条により投票  
をもって採決を採りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○30 番（小川浩治君） 30 番、小川です。私の意見がご迷惑になるか分からんとですが、家  
を作らず人は日照の問題でもめとつとですが、ハウスを作っている方は逆に長い間水稲耕  
作の人に部分的には日照の迷惑を掛けとるわけですよ。だから家を作らず人の日照ばかり  
言うのも結構ですが、ハウスの人もそこら辺は譲歩できんもんですかね。私は採決さすな  
ら賛成です。一方的にハウスの人はハウスを作らしてから部分的に水稲耕作者に迷惑を掛  
けとるにかかわらず、家を作らず人は家を引いて建てますと。そして家を平屋にしますと。  
できるだけ譲歩はしとらすと思います。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 確かに二人で話し合ってもらって本当に譲り合いの精神があればこ

の話はできたと思います。しかしもう3度保留して、また保留した場合、話し合いはできるのかということになっても、これは無理じゃないかと思います。というところで決断として投票による採決をしたいと提案したわけであります。いかがですか。ご意見ありますか。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。この問題は同意書でもめとるようですが、ずっと以前同意がなくても許可ができるというのがあったでしょ。それに準ずれば許可はできると思いますよ。やはり今度どうしても同意できないと言われても、片方の方はある程度は譲歩しとらすわけですね。間をとって平屋にして。だからこれは同意がなくても許可はできる、そういう判断もできるわけですから。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 投票による採決をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。  
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 事務局職員により投票用紙を配布します。それでは本案件を許可相当であるとされる方は、マル。不許可相当であるとされる方はバツを記入し、順次投票箱に投票願います。

（投票）

○議長（鶴田雄士君） 開票作業が済まれたようですので、本日の議事録署名者の浦上委員に点検をお願い致します。

（点検）

○議長（鶴田雄士君） それでは結果を読み上げます。投票総数、28票。有効投票数、27票。無効投票数、1票。許可相当、13票。不許可相当、14票。以上のとおり本案件は、不許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続き、お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。栄町の譲受人は個人住宅を建築するため、東京都の譲渡人から北原町の畑1,643㎡のうち661.17㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明



のとおり、売買により取得し自己住宅を建築したいというものです。場所はナフコ本渡店の近くです。資料④の15、16ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周囲に農地はなく宅地化が進み、特に問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。五和町の譲受人は個人住宅を建築するため、今釜新町の譲渡人から本渡町の畑370㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、売買により取得し自己住宅を建築したいというものです。場所はホームセンターダイキ本渡店の近くです。資料④の17、18ページをご覧ください。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。現在は木が切っております。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水道が管理されていないため合併浄化槽を利用し、雨水は道路側溝を利用されます。隣接同意書も添付しており、特に問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。楠浦町の譲受人は店舗用地とするため、

楠浦町の譲渡人から楠浦町の田 497 ㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は土地改良事業の施行に係る区域に位置するため、第 1 種農地となっております。第 1 種農地は原則転用許可できませんが、例外規定の集落に接続して設置されるものに該当し、許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22 番（森下雅成君） 22 番、森下です。3 番についてご説明致します。資料④の 19 ページをご覧くださいと思います。申請地は主要地方道本渡牛深線沿いで、資料にありますように熊本部品株式会社の近辺になります。田 497 ㎡を転用のため農地の権利を移したいとの申請でございます。譲受人は転用目的と致しまして店舗用地、ケーキ及びパンを主とした店舗を営業する予定であります。土地の選定理由と致しまして、県道沿いであり、近隣に市営住宅や大規模な工場もあり採算性を考慮してのことです。給水計画は天草市の上水を使用いたします。生活雑排水・汚水は合併浄化槽より側溝へ放流し雨水については側溝へ流します。被害防除計画は北側の片面に畑がございますので、崩壊と雨水対策のため側溝を通じブロック塀を施工して土砂の流出防止を行うとのこと。なお、北側の畑に日照の影響がないよう駐車場を設置するとのことでございます。当申請地はスクリーンのとおり荒地のようになっておりますけれども、山の土で造成してあるため始末書が添付されております。隣接農地の所有者、地区の区長の同意も揃っております。審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 4 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 4 番について説明します。五和町の借受人は個人住宅を建築したため、五和町の貸渡人から五和町の畑 1 筆 195 ㎡を使用貸借権により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 本日、担当委員さんが欠席でございますが、説明原稿を預かっておりますので読ませていただきます。申請地は、市役所五和支所・鬼池出張所から南東側に約1 km行った所にあります。借受人は、現在、妻の両親と同居されておりますが家族が増え手狭となった為、今回、父親の土地を借りて住宅を建築される計画をされております。附近は住宅地で農地もなく、排水同意も得られております。特に問題はないと思われまのでご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一朗君） 5番について説明します。有明町の譲受人は個人住宅を建設するため、愛知県岡崎市の譲渡人から有明町の畑277㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する住宅で例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。5番について説明申し上げます。資料④は23ページと24ページになります。有明町大島子にある申請地で、愛知県の譲渡人より売買により取得したいというものです。譲受人は現在借家住まいですが、家族が増え手狭になったため住宅を建てたいとのことです。前方のスクリーンをご覧ください。現在は野菜を栽培されております。住宅一棟、前には駐車場を設置し夫婦2台の車を置きたいとのことです。給水は市の水道より、生活雑排水等は浄化槽を設置し放流するとのことです。雨水については、道路側溝へ流します。区長の排水同意書、周囲の同意書もっておりますので何も問題ないかと思えます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。牛深町の譲受人は駐車場としたいため、牛深町の譲渡人から牛深町の畑1筆84㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、既に駐車場として整備されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番、戸谷です。6番について説明致します。事務局説明のとおり売買により取得され、駐車場、車庫として利用されるものです。既にできておりますので始末書が添付されております。場所は牛深町の須口港の近くになります。周囲も宅地化されており、隣接農地も手入れがされていない状態でありますので問題はないかと思っております。よろしくご審議願います。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。大阪市の借受人は自動車部品工場としたいため、魚貫町の貸渡人から魚貫町の畑1筆975㎡を賃借権により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、既に駐車場として整備されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○14番（福本富人君） 14番、福本です。7番について説明致します。事務局の説明のとおり現在早目に駐車場として利用されておりますので、始末書が添付されております。場所につきましては、牛深の皆さんはご存じだと思いますけれども、牛深天草線の道路際にあります。ずっと上の方に行くとやいらぎダムがございますので、場所的には別に周囲に問題は

ないわけです。排水につきましては、地元区長の同意書も出ておりますし、隣接地の同意書も取りつけておりますので別に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 8番について説明します。千葉市の譲受人はクヌギを植林したいため、天草町の譲渡人から天草町の田1筆3,461㎡、畑4筆5,133㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 本日、担当委員さんが欠席でございますが、説明原稿を預かっておりますので読ませていただきます。申請地は、市役所天草支所福連木出張所から南西側に約5km行った所にあります。譲受人は、叔父である譲渡人から贈与により農地を取得し、シイタケ栽培用の原木となるクヌギを植林したいというものです。区長さんからの排水同意も得られております。周囲に農地は無く、特に問題はないと思われまのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第69号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第69号について説明します。資料②の5ページからご説明致し

ます。利用権の新規設定の計画が 392 件、再設定の計画が 15 件、転賃の計画が 1 件、合計で 408 件、総面積は 1,393,046 m<sup>2</sup>となっております。この内、368 件、1,292,499 m<sup>2</sup>は、農地中間管理事業による熊本県農業公社との利用権設定となっております。また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転賃分が 1 件でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、85 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定 408 件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 70 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第 70 号について説明します。資料②の 86 ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、五和町 2 件、天草町 1 件、魚貫町 1 件、有明町 2 件合計で 6 件、総面積は 8,360 m<sup>2</sup>となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、87 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、1 筆ごとにスクリーンに映しますので、その時にご意見を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②15 ページの、1 番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②86 ページの 1 番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②86 ページの 2 番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②86 ページの 3 番、天草町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②86 ページの 4 番、魚貫町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②86 ページの 5 番、6 番、有明町の申請地です。以上です。  
○議長（鶴田雄士君） 今まで説明がございましたが、説明資料の現況地目のおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1 番と 4 番は原野、2 番、3 番、5 番、6 番は山林として認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程 7、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 報告事項につきましては、資料②の 88 ページに記載しております。第 4 条の許可不要転用届については、河浦町 1 件、畑の一部に農業用倉庫を建築したいというものでした。農地利用・形状変更届、第 5 条の許可不要転用届については、ありませんでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 27 年天草市農業委員会第 12 回総会を閉会致します。

午後 3 時 50 分

閉 会

---

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 浦上廣幸

署名委員 江良邦勝